

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十七号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収入の方法) 第十一条 (略) 2-4 (略)</p> <p>5) 前項の規定は、会計管理者又は解出納員等が、指定金融機関をして、第二項の規定により納入の通知をする歳入のうち、会計管理者が特に必要と認めた歳入を収納せようとする場合について準用する。</p>	<p>(収入の方法) 第十一条 (略) 2-4 (略)</p> <p>(国税の収納の委託) 第十五条の二 収支等命令者は、令第五百五十八条の二第一項の規定により、次の各号に掲げる基準を満たしている者への国税の収納の事務の委託をすることができる。ただし、知事以外の収支等命令者がこれを行う場合にあつては、知事の承認を得なければならない。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(前渡資金の精算) 第三十三条 資金前渡を受けた職員は、常時の費用に係るものにあつては翌月の初日から起算して三開庁日以内に、随時の費用に係るものにあつては支払完了後（出張先において支払ったときは、帰庁した後）三開庁日以内に、別記様式第三十号による資金前渡精算書を収支等命令者に提出しなければならない。ただし、出納員又は分任出納員が管理する金融機関の預金口座からの口座振替払によつて支払うものにあつては、翌月の初日から起算して十開庁日以内に提出するものとする。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>(解出納員、総務事務所出納員及び県税事務所出納員の備付帳簿) 第八十二条 解出納員及び総務事務所出納員は、前条第七号及び第八号に掲げる帳簿、別記様式第六十三号による収入簿、別記様式第六十四号による支出簿及び別記様式第六十五号による債権記録管理簿を備えなければならない。この場合において、前渡資金に係る出納につ</p>	<p>(前渡資金の精算) 第三十三条 資金前渡を受けた職員は、常時の費用に係るものにあつては翌月の初日から起算して三開庁日以内に、随時の費用に係るものにあつては支払完了後（出張先において支払ったときは、帰庁した後）三開庁日以内に、別記様式第三十号による資金前渡精算書を収支等命令者に提出しなければならない。ただし、出納員が管理する金融機関の預金口座からの口座振替払によつて支払うものにあつては、翌月の初日から起算して十開庁日以内に提出するものとする。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>(解出納員、総務事務所出納員及び県税事務所出納員の備付帳簿) 第八十二条 解出納員及び総務事務所出納員は、前条第七号及び第八号に掲げる帳簿、別記様式第六十三号による収入簿、別記様式第六十四号による支出簿及び別記様式第六十五号による債権記録管理簿を備えなければならない。</p>

いて記録された廃出納員又は総務事務所出納員が管理する金融機関の預金口座の通帳は、これを前条第七号に掲げる帳簿とみなす。

2 (略)

(現金出納員、有価証券出納員及び分任出納員の備付帳簿)

第八十三条 現金出納員及び分任出納員は、第八十一条第七号に掲げる帳簿を備えなければならない。この場合において、前渡資金に係る出納について記録された現金出納員又は分任出納員が管理する金融機関の預金口座の通帳は、これを当該帳簿とみなす。

2 (略)

(事務引継ぎ)

第一百十条 廃出納員、総務事務所出納員、県税事務所出納員、現金出納員又は分任出納員(廃出納員、総務事務所出納員、県税事務所出納員から廃の会計事務の一部の委任を受けたものに限る。以下この条において同じ。)の交替があつた場合は、前任者は、発令の日から十日以内にその事務を後任者に引き継がなければならない。

2-6 (略)

第一百十三条 (略)

(指定金融機関に係る電磁的記録の特例)

第一百十四条 この規則に規定する書類の指定金融機関への交付及び指定金融機関からの送付又は返付については、当該書類に必要な事項を記録した電磁的記録を送信することをもって、これに代えることができる。

2 (略)

(現金出納員、有価証券出納員及び分任出納員の備付帳簿)

第八十三条 現金出納員及び分任出納員は、第八十一条第七号に掲げる帳簿を備えなければならない。

2 (略)

(事務引継ぎ)

第一百十条 廃出納員、総務事務所出納員、県税事務所出納員又は分任出納員(廃出納員、総務事務所出納員、県税事務所出納員から廃の会計事務の一部の委任を受けたものに限る。以下この条において同じ。)の交替があつた場合は、前任者は、発令の日から十日以内にその事務を後任者に引き継がなければならない。

2-6 (略)

第一百十三条 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第 90 号 (第 110 条関係)

(略)		
引 継 目 録		
(略)		
現 金	(略)	
内 訳	(略)	
	(略)	
	歳入歳出外現金	¥
	釣 銭 用 資 金	¥
(略)	(略)	
預 貯 金 通 帳	冊	
その他 ()	_____	

備考 1 (略)

2 預貯金については、預貯金残高証明を添付するものとする。ただし、預貯金に残高のないときは、前任の廃出納員、総務事務所出納員、県税事務所出納員、現金出納員若しくは分任出納員（廃出納員から廃の会計事務の一部の委任を受けたものに限る。）又は第110条第4項の規定により廃長が事務引継ぎの手續を命じた職員が預貯金に残高のない旨を証明した書類の添付をもつて代えることができる。

改正前

様式第 90 号 (第 110 条関係)

(略)		
引 継 目 録		
(略)		
現 金	(略)	
内 訳	(略)	
	(略)	
	歳入歳出外現金	¥
(略)	(略)	
預 貯 金 通 帳	冊	

備考 1 (略)

2 預貯金については、預貯金残高証明を添付するものとする。ただし、預貯金に残高のないときは、前任の廃出納員、総務事務所出納員、県税事務所出納員若しくは分任出納員（廃出納員から廃の会計事務の一部の委任を受けたものに限る。）又は第110条第4項の規定により廃長が事務引継ぎの手續を命じた職員が預貯金に残高のない旨を証明した書類の添付をもつて代えることができる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。